

学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法

申請の手続きは、次のとおりお願いします。

- ① 学校(園)の先生から請求に必要な用紙を受け取ってください。各用紙は、JSCのホームページからダウンロードすることもできます。

【請求に必要な主な用紙】

用紙の種類	証明機関	説明
医療等の状況(別紙3(1))	病院・歯科医院	医療機関を受診したときに使用します。
医療等の状況(別紙3(3))	柔道整復師(接骨院など)	柔道整復師から施術を受けたときに使用します。
調剤報酬明細書(別紙3(7))	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入したときに使用します。
治療用装具・生血明細書(別紙3(6))	医療機関・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入したときに使用します。 ※領収書の写しの添付と保護者の証明(下半分)が必要です。

- ② 受診した医療機関等に①の用紙を提出し、証明を受けてください。

* 健康保険が適用される受診が対象です。
* 複数月にかかる場合は、療養月ごとの証明が必要となります。

- ③ ②の用紙を学校(園)の先生に提出してください。

* 医療費(医療等の状況の診療報酬請求点数又は治療用装具の装具費用)が7,000点(70,000円)以上の場合は、「高額療養状況の届」が必要となります(医療費助成制度を利用した場合*は、提出を省略できます。)。

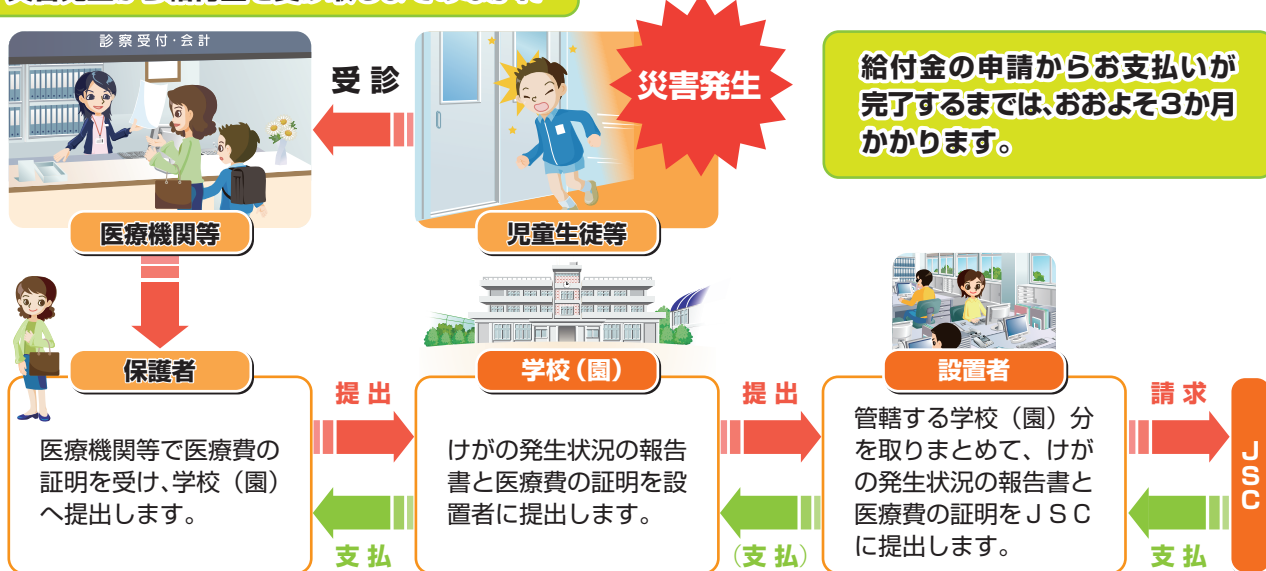
* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります。

例：2020年2月療養分は、2022年3月10日までにJSCに請求しないと時効になります。

* 医療費助成制度を利用*又は高額療養費に該当した場合は、自己負担額に応じた給付金をお支払いします。

※ 医療費助成制度については、自治体により取扱いが異なります。

災害発生から給付金を受け取るまでのながれ



災害共済給付制度とは

学校で起こったケガ等に対して医療費の給付を行う制度です。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場ですぐには書いていただけない場合もありますことをご了承ください。



学校(園)又は通学(園)中のケガ等の
医療費は
2年以内に
ご請求ください!



受診した月から**2年間** 請求を行わなかった場合は、
時効により給付が受けられなくなります。

全部請求した
かしら?

よくある請求漏れの理由

先生に書類を
渡したかな?

「医療等の状況」
を医療機関等に
証明いただいて
いない

初回の給付を
受けたが
継続分は未申請

全ての治療が
終了した後に
まとめて
請求しようと
思っていた

※医療費は『月ごと』に時効が発生します。

「請求していないかもしれない」と思ったら
まず、学校(園)にご相談ください

裁判や第三者委員会の調査等により、学校の管理下の災害であることが2年以上経過して
判断された場合など、特別の事情があると認められる場合は、時効の利益を放棄します。

本チラシは災害共済給付制度(医療費)における時効に関する概要をお知らせしています。
「災害共済給付制度」の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

